平成２１年（フ）第３１７号
青森県八戸市大字大久保字上町畑26番地14
債務者　岡田　健志
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１４１８号
さいたま市北区別所町82番地１　サンライズマンション大宮107
債務者　坂本　猛彦
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１９号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字上野田1451番地２
債務者　坂本　恵理
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９８号
埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛605番地
債務者　鈴木　　健
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９９号
埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛605番地
債務者　鈴木美千代
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７６号
埼玉県川口市大字東本郷715番地の２　ヴェルム本郷205号
債務者　伊藤　広子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
新潟県南魚沼市六日町789番地３
債務者　小幡　玲子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
新潟県長岡市高町３丁目858番地48
債務者　清水　幹雄
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第７７２号
愛知県豊田市市木町１丁目17番地14
債務者　兼松　秀秋
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９５号
愛知県豊田市豊栄町９丁目66番地　県営２―204号
債務者　山本真由美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０３号
愛知県豊田市上丘町中の坪２番地　上丘荘２号
債務者　福元ノルマこと　フクモト　ゴメス　ノルマ　ルス
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０８号
愛知県高浜市田戸町２丁目６番地40　県営横浜住宅２棟105号
債務者　三島　行雄
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
三重県志摩市阿児町鵜方323番地26
債務者　杉本智恵子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
滋賀県長浜市高橋町９番地
債務者　高木　孝幸
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
滋賀県長浜市小野寺町311番地38
債務者　雀部　節子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
栃木県足利市今福町448番地
債務者　深川　公男
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第５５９号
静岡県袋井市広岡1464番地の４の４　南東棟
債務者　齊藤早千乃
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係